自然と暮らす 豊かな住まい

ながの宅建 広報

2022.9.15
no.116

第56回 通常総会開催！

稲倉の棚田（上田市）

CONTENTS

02 第56回通常総会開催
04 新委員会決定
06 ハトサポBB完成！
08 支部だより
09 Free Talk Time!
10 信州人に聞く
12 事例研究
14 ハトチャン
15 こどもを守る安心の家
16 ためになる最新情報
17 不動産業界ニュース
18 会員の動き
19 事務局からのおしらせ
20 観光スポット・編集後記

日本マーケティングリサーチ機構調べ 調査概要：2021年4月期 ブランドのイメージ調査

住まいをお探しの方は、県内最大の業者団体が運営する物件検索サイト「住ーむず」へ。
https://sumuz.jp

信州住まい探しのポータルサイト
信州に住ーむず SUMUZ

（公社）長野県宅地建物取引業協会

第56回 通常総会開催!!

公益社団法人長野県宅地建物取引業協会の第56回通常総会が令和４年５月27日、長野市の長野県不動産会館で開催された。任期満了に伴う役員選出では、清澤 進 氏を会長に選出し、新体制が決定した。

本年の通常総会も昨年度に引き続き、新型コロナウィルス感染拡大防止のため、規模やセレモニーなどを縮小するなどにより時間を大幅に短縮させ、会場内はソーシャルディスタンスを保った席配置、十分な換気やアルコール消毒、来場者への検温を徹底するなどの配慮を行った。

議事に先立ち､物故会員に対し黙祷が捧げられた。午後１時に開会した通常総会では、会長あいさつ等に続き、各種表彰が行われ、業歴20年以上表彰の代表者として赤沼 治 氏（諏訪支部）に長澤会長から表彰状が授与され、引き続き受賞者を代表してあいさつをした。

その後、議長が選出され、報告事項として令和３年度事業報告、令和４年度事業計画・収支予算に関する件、決議事項として令和３年度収支決算（監査報告）について、賛成多数で可決承認された。

また同総会において新副会長・理事・監事も承認され新執行部体制が固まった。

なお、今年度の事業計画は次のとおり

１．公益目的事業（公１）

①不動産取引啓発事業
②人材育成事業
③社会貢献活動
④地域社会活性化に向けた支援と情報提供

２．収益事業（収１）

①書籍等の販売
②保険等の斡旋
③会館賃貸

３．共益事業（共１）

①会員業務支援
②福利厚生及び相互扶助
③その他

４．会務の総合管理（法人管理業務）

①会務運営の円滑な推進
②ハトマーク等PR活動
③財務運営と経理処理
④関係団体との強化
⑤長野アルプスビジョンの評価等

等である。

表彰される皆さん

長澤前会長より赤沼治氏に表彰状を授与

清澤新会長
就任のあいさつ

今回就任した新正副会長

長澤前会長　退任式

会長就任のあいさつ

会　長　清澤　　進

この度、長野県宅建協会の会長に就任しました清澤進と申します。

平素は長野県宅建協会の運営に格別のご高配を賜り、心より御礼申し上げます。

就任にあたりまして改めてその責任の重さを痛感しているところでございます。微力ではございますが、本会の円滑な会務の執行、並びに不動産業界発展のために尽力させて頂きたく存じます。

さて、不動産業界にとって現在直面する課題は、大きな変化をもたらしているデジタル技術の活用を積極的に進めるDX化と、少子高齢化に伴う協会基盤強化、並びに会員の次世代への継承になります。

様々な統計や調査を見ても消費者からのIT化へのニーズはますます増加傾向にあります。我々不動産業界は、デジタル化、オンライン化が進まずその改善が迫られてきました。しかし、コロナ禍の経験や業法改正等により現在大きな変化を遂げてきており、協会としても加速する不動産業のDX化への更なる促進と、会員１人１人がDX化に取り残されないよう研修会や啓発活動に取り組んで参ります。

また、次世代対策について、既存の青年女性部活動の活性化に着手するとともに、コロナ禍で滞っていた会員間交流を増やしていくことで協会の在り方を継承して参ります。活動方法については、コロナ禍で培ったITツールを駆使したオンライン交流を促進しながらも従来の対面することの重要性も鑑みながら、臨機応変に対応していき、活気ある協会組織体制を目指します。

長野県宅建協会は公益社団法人へ移行して３年目を迎えることができました。これからも公益財務３基準という大原則を遵守しながら、会員皆様の商売繁盛と不動産業界並びに長野県民の利益寄与の発展のために努めて参ります。

会員の皆様、今後ともご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

会長退任のあいさつ

前会長　長澤　一喜

この度、５月27日に開催されました通常総会を以て会長職を退任致しました。３期６年間の在任期間中、会長の職務を全うできましたことに関係各位に深く感謝申し上げます。

在任期間中において、まず１期目は北海道･東北･甲信越の北三地区連絡会と甲信越地区懇話会及び関東甲信越交流会の幹事県や協会50周年記念式典が催されるなど、他都道府県協会役員との折衝に奔走しました。就任してからいきなりの大事業で戸惑うこともございましたが、これらの事業に取り組む中で他都道府県協会と会務運営に関する情報交換等ができ、会長職としての礎となったと振り返って感じるところです。また、喫緊の課題として公益社団法人への移行へも取り組まなければならず、移行に向けた準備も進めて参りました。

２期目には全宅保証の副会長に就任し、長野県内だけではなく全国の協会の動向を注視しなければならず､長野県の会長職と平行して粉骨砕身しました。全国の副会長職の職務を全うすることができたことにより、会務運営に向けて視野を広げることができました。これらの経験を経たことが諸課題を解決しながら公益社団法人への移行の許可を得ることに繋がって参りました。

３期目はいよいよ公益社団法人がスタートしようとする矢先、コロナ禍に見舞われてしまいました。これまでに経験のない混迷した情勢の中、どのような会務運営をするべきなのか手探り状態で進めて参りましたが、幸いなことに在任期間中には私を支えてくださる役員の同志が揃っており、ウィズコロナの中で決して満足するような会務運営の執行はできなかったものの、コロナ禍を通じて不動産業のIT化やDX化という次世代への道筋を作れたのではないかと感じます。

今後も時代や社会の変革に伴い、様々な課題に協会が直面することもあるかもしれませんが、我々には「長野アルプスビジョン」という立派な羅針盤があります。「長野アルプスビジョン」に沿った会務運営を行うことで課題を克服していただければと存じます。

最後に長野県宅建協会の益々の発展と皆々様のご健勝をご祈念申し上げて、退任の挨拶とさせていただきます。

令和 4年度▶5年度

新委員会決定

総務財政委員会

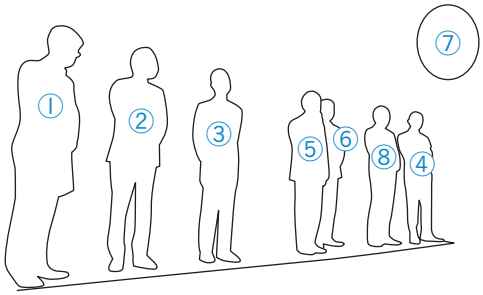

委員長

① **赤沼 治** 諏訪支部
岡谷不動産商事㈲

副委員長

② **阿部 善春** 長野支部
㈲アクセス

③ **大谷 芳文** 上田支部
㈲高栄開発

④ 小野 仁	長野支部	S・M・Ⅰ総合開発㈱
⑤ 中澤 通裕	佐久支部	㈱中澤
⑥ 宮澤 淑貴	中信支部	㈲アイタウンエステイト
⑦ 山岸 邦太郎	諏訪支部	山岸建設㈱
⑧ 大蔵 実	南信支部	大蔵建設㈱

人材育成委員会

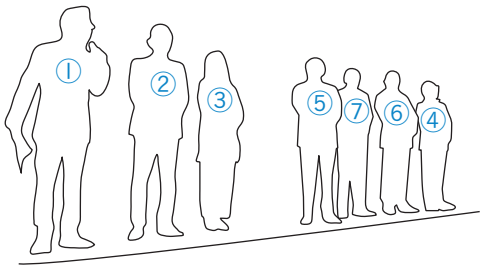

委員長

① **小林 聖志** 長野支部
㈲エステートエージェント

副委員長

② **龍野 壮太** 上田支部
㈱壮大不動産

③ **汲田 里恵** 中信支部
大三土地

④ 小池 一夫	長野支部	光陽開発㈱
⑤ 添田 滋也	佐久支部	㈲ラ・ブリーズ
⑥ 奥村 雄一	諏訪支部	エステートおくむら㈲
⑦ 今村 修	南信支部	アイ・エステート

情報提供委員会

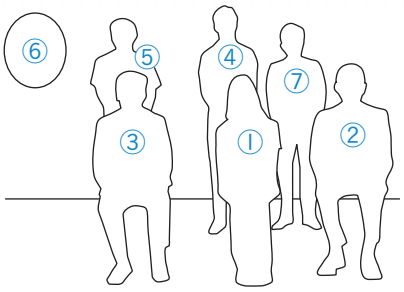

委員長

① **飯沼 由紀子** 佐久支部
優不動産

副委員長

② **小澤 考司** 中信支部
㈲おざわ不動産

③ **安江 将道** 諏訪支部
㈱安江不動産

④ 倉石 智典	長野支部	㈱MY ROOM	
⑤ 飛田 宏光	上田支部	㈲ひかり土地	
⑥ 堀内 文雄	佐久支部	㈱堀内組	
⑦ 氣賀澤 伸一	南信支部	㈱氣賀澤不動産	

広報啓発委員会

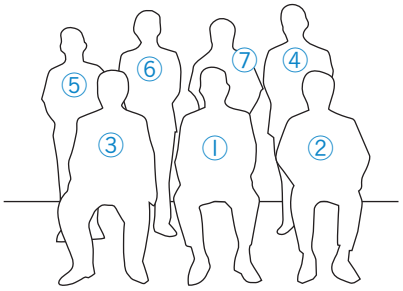

委員長

① **檀原 隆宣** 南信支部
小野工業㈱

副委員長

② **佐藤 幹夫** 佐久支部
信州商事㈱

③ **土田 淳一** 中信支部
マルヤマ不動産

④ 鈴木 隆治	長野支部	鈴木土地㈱	
⑤ 成澤 厚	上田支部	㈲イーグル開発	
⑥ 両角 智男	諏訪支部	㈱ブリスライフ	
⑦ 大村 裕一	南信支部	宮下建設㈱	

令和４年６月８日に開催された理事・監事・各委員会委員合同会議により、以上の令和４・５年度の新委員会が決定しました。

（順不同・敬称略）

２年間何卒宜しくお願い致します。

ハトサポBB

宅建協会会員だけの

不動産情報流通システム完成！

◉ハトサポBBは不動産業務の入口から出口までを一気通貫でサポートします

◉宅建協会会員だけが無料で利用できる多彩な機能が満載！

※一部有料コンテンツ有り

物件登録　民間ポータル並の充実した物件登録機能

- 入力項目の留意点、エラー表示機能
- 全カテゴリー一覧表示機能
- 所在地、金額入力補助機能
- 充実の画像登録点数
- 画像簡易編集
- THETA画像登録
- YouTube動画リンク登録
- 緯度経度情報自動取得機能
- 流通図面作成機能
- レインズ図面登録機能
- 反響ログ閲覧管理機能
- 物件確認要否表示機能

物件検索　物件を探しやすい多彩な検索機能

- 在庫物件検索機能
- 成約物件検索機能
- 会員検索機能
- エリア検索、沿線検索、学校検索、地図検索
- 二次広告可物件表示
- マッチング・日報機能
- マイボックス機能

物件公開　マルチポータル機能

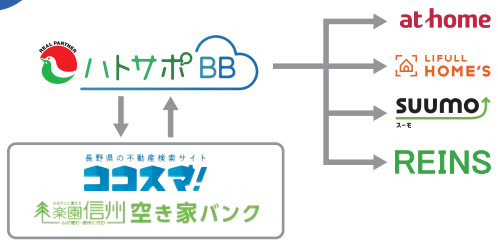

3大ポータル、レインズ、ココスマDBにワンストップで物件情報を出稿

物件提案　仕入れた物件情報をお客様へ迅速にご提案

- 物件探しの傾向把握機能
- 帯替え機能
- 物件提案書類出力機能
- 流通図面出力機能
- 物件情報URL出力機能
- 物件情報地図表示機能
- ルート地図表示機能
- 複数物件の一括提案機能
- 物件検索傾向把握機能

物件確認　物件確認要否表示機能

元付側業者が設定した物件確認「要・不要」を
客付側業者が画面上で確認

内見　Web内見予約・承認機能

- 内見予約承認方法「自動・手動」設定機能
- 内見予約受付日時設定機能
- 内見予約不可日時設定機能
- 客付側業者への伝言設定・表示機能
- 内見予約受付案件の確認管理機能
- 客付側業者とのチャット機能
- 元付側業者からの伝言確認機能
- 内見希望日時予約申込機能
- 内見予約案件の確認管理機能
- 元付側業者とのチャット機能

申込　Web入居申込(買付申込)・情報共有機能

- 最大申込受付数設定機能
- 申込有効期限設定機能
- 自社使用申込書、同意書アップロード機能
- 客付側業者への留意点設定・表示機能
- 家賃保証会社連携機能
- 客付側業者、家賃保証会社とのチャット機能
- 申込受付案件の確認管理機能
- 客付側業者への審査結果通知機能
- 入居(買付)希望者への申込フォーム送信機能
- 入居(買付)申込情報、本人確認書類受付・確認機能
- 元付側業者への審査依頼送信機能
- 申込案件の確認管理機能
- 元付側業者とのチャット機能

契約　Web書式システム連携機能

入力した物件情報の一部を
Web書式作成システムのマスタ情報と連携し利用

ハトサポBBオープンに合わせて、

ハトマークサイトも リニューアルオープン!!

※右記はイメージ画像になります。実際のホーム画面とは異なる場合がございます。

重要!

新ハトマークサイトリニューアル後の物件登録に必要なログイン認証はこれまでの**ハトマークサイトのID・PASS**から**ハトサポのID・PASS**に変更となります。物件登録等でハトマークサイトをご利用の際はご注意いただきますようお願い致します。

令和4年11月リリース予定

電子契約システム

ハトサポサイン

◉ハトサポサインが不動産取引の電子化をサポートします！

安い　利用料が圧倒的に安い！

☑月額基本料金ゼロ！
☑使った分だけ利用料を支払う従量課金制！

宅建協会会員限定の特別価格で利用可能

簡単　操作が簡単！

直感的な操作で、簡単！使いやすい！

安心　導入企業数№1のGMOサインとシステム連携！

安心して利用できる電子契約システム

× 電子印鑑なら GMOサイン

長野県宅建協会では、令和６年にペーパーレス化へ完全移行することが役員会等で決定されております。ペーパーレス化に完全移行後は、これまで郵送やFAXにて送っていたお知らせ等をハトサポに登録されておりますメールアドレスに送付して行く予定です。メールアドレスがない方はメールアドレス取得していただき、ハトサポへの登録をお願い致します。

ペーパーレス化への完全移行まで、約2年

ハトサポへの登録方法やメールの登録が分からない方は、お気軽に宅建協会事務局又は所属支部事務局にお問い合わせ下さい。

各支部の動きをラッピング

支部だより

伊那地域の移住定住促進への取り組み

南信支部　大　村　裕　一

宅建協会南信支部・伊那地区会では、行政側とタイアップ致しまして各種の移住定住事業に取り組んでおります。各支部でも既に取り組んでおられる『空き家バンク』や『空き地バンク』はもとより、次の様な新たな取り組みを行っており、本日はその一部をご紹介申し上げます。

先ず一つ目にご紹介させて頂きますのは、『移住定住応援事業者登録認定制度』でございます。この認定制度は、伊那市との取り組みで住宅を理由とした人口減少に歯止めを掛け、移住定住することを目的に、住宅建築及び土地販売等の事業者との連携と支援体制を構築し、相互情報発信による情報提供や移住定住活動の充実を行うことで、市内への住宅建築や住宅取得機会の増加を目的とした制度です。具体的には、伊那市内に本社・支店・営業所を構える事業者で住宅建築若しくは不動産販売に関連する営業許可・認可を受けている法人・個人事業者で、登録認定を希望する者は所定の書式により伊那市へ申請し登録を行います。認定登録後は、伊那市のWEBサイトや市役所窓口で登録認定事業者情報を提供し、エンドユーザーへ繋げて参ります。また、認定登録事業者には、認定マークとバナーを配布し、市との相互リンクを構築し、広く情報発信を行い、市内外からの移住希望者のサポートを行って参ります。

登録認定事業者情報 掲載例（伊那市WEBサイト）

次にご紹介申し上げます事業は、行政側とタイアップした農業振興地域内での住宅用地整備事業で、伊那市内で地域を限定し、その中で1,000 ～ 2,000㎡程度の土地を一事業地として行政側が買上げて粗造成をし、一般事業者へ販売（入札形式を予定）する事業で、市が事業主体となりルールを定め公共事業として取り扱うことで農振除外・農地転用に要する期間の短縮や地主側へは税務上の所得税控除等のメリットがある事業です。細部詳細事項はこれから伊那市側と協議調整を行い、近日中の実施へ向けて取り組んでおります。他の地区会でも色々と取り組んでおりますので機会がありましたらご紹介させて頂きます。

今後も、エンドユーザーに向けて少しでも有意義な情報提供と住宅取得へ向けてのサポートを続けて参りますので宜しくお願い致します。

Free Talk Time!

＼私の趣味（本業）は／
狩猟です!?

長野支部
㈱セントラル通商
今井　勝晴

私は長野市茂菅で不動産業を営みながら、猟師育成などを目指すNPO法人「信州里山プロジェクト」の代表を務めております。毎年11月15日～ 2月15日の狩猟期間はハンティングで鹿やイノシシ撃ちを楽しんでいます。

小学生の頃から猟が趣味だった父を追いかけ猟に出かけ、猟犬とともに父が仕留めた獲物を探しました。仕留めた獲物を見つけた時の喜びは今も忘れることができません。警察など行政の許可を得て猟師となったのが23歳（今は45歳）。その頃は主にキジやカモなど鳥類を追っていました。しかし自分が猟を始めて3、4年で鹿やイノシシが北信周辺で急増していく中、猟の方向性を変えることを決心しました。30歳の頃、高山村を拠点にするベテラン猟師　宮川仁司さんに弟子入り。鹿やイノシシを狩る上で最も有効な猟の方法である“忍び猟”を学びました。今でも宮川さんは時間が合えば一緒に狩りに行く“心の師匠”であります。

息子とイノシシ狩り

また、最近宮川さんと共にジビエ処理加工施設「信州山肉プロジェクト」を立ち上げて獲物をジビエ肉として販売することも行っております。その施設設立の目的ですが獲物の命を粗末にせず獲ったからには全部使いたいという思いが強くあります。

熊肉スライス

次に猟のやり方をお教えします。まず足跡や糞の状態から獲物の居どころを探り、ライフル銃を手に目には見えない獲物を追っていきます。1人か2人の少人数で行う「忍び猟」のやり方で鹿やイノシシに気付かれないよう、時には日の出とともに山に入り、時には冷たい雪の上を10mほふく前進します。

そして！無事大きな獲物を射止めた時の達成感はそれまでの苦労が吹っ飛びますし何事にも代えられません。

オス鹿を捕獲

また、狩猟期間外は行政から委託を受けて罠（わな）を使った害獣駆除をしております。

野生鳥獣による農産物被害額で全国3位に入る信州にあって欠かせない猟師の人数が1979年には2万人もいたのに現在は6千人に激減しております。

会員の皆さん！不動産業をやりながら趣味で猟をやってはいかがですか？興味がある方はセントラル通商までお電話くださーい！もちろん、不動産業もやってまーす(^^)/

信州人に聞く

坂城町へ移住をお考えの方へ

左から高見澤さん、川島さん、
大峡さん、二見さん、小河原さん

坂城町は東信と北信の結節点に位置し、周囲を標高1000m級の山々に囲まれた比較的コンパクトな町です。主要産業は工業で多種多様な技術を持つ多くの企業が集積し「ものづくりのまち」と呼ばれています。また、国内有数の降水量が少ない地域で、晴天の日が多いため、リンゴやブドウの生産が盛んに行われ、工業を中心に農業・商業が融合する特色ある町です。

坂城町の全景

町の中央を国道が南北に縦断し、町内には高速道路のインターチェンジやしなの鉄道の駅が2つあり、通勤・通学など利便性も抜群です。さらにテクノさかき駅から北陸新幹線の上田駅までは8分、上田駅から東京駅までは北陸新幹線を使い約1時間30分で移動が可能です。

また、移住者のサポートも充実し、町の空き家バンク制度や補助制度もあります。

今回は坂城町役場企画政策課の大峡さんと高見澤さん、商工農林課の小河原さん、建設課の二見さんに移住促進への取り組みについてお話を伺いました。

はじめに、移住者の傾向などをお伺いできますか？

大峡さん　坂城町には、“ものづくり”の大きな会社がありますので仕事関係で来られる方が多いです。

町の主要産業は工業

二見さん　空き家バンクで空き家を探している方は、基本的に30～60代が多く、家族で住みたいと思って探されている方もいらっしゃいます。

空き家バンクの状況はいかがですか？

二見さん　町の空き家バンクの物件登録数は、建物と土地を合わせ、平均すると常時20軒前後になります。空き家の所有者の意向によっては売買の他、賃貸も可能な物件もあります。

空き家バンク物件

物件によっては公開して1、2カ月で成約となることもあります。多くは500万円前後で一軒家を探されているようですが、家族が多く広い家を希望される場合は1000万円ほどの物件も需要があります。

信州さかき空き家バンク
https://sakaki-akiyabank.jp/house-search/

空き家バンクの問い合わせはどのようなものがありますか？

二見さん　物件の内見や交渉などがあります。まず、利用登録をしていただいておりますが、インターネットでの登録ができないので、遠方の方ですと郵送でのご登録となります。なお、空き家バンクサイト等による物件の閲覧につきましては、ご登録いただかなくても利用可能となっています。

その他、成約に至るまでの手順を知りたいという方や、利用登録のみを行い、ご希望に合う物件の登録を待つという方もいらっしゃいます。

空き家バンクの補助金についてはいかがですか？

二見さん　家財道具等の片付けやリフォーム工事にかかった費用の2分の1（上限10万円）の補助があります。物件の購入や借りた方のほか、所有者（売り主）も対象になります。（所有者は3年間、登録していただきます）

定住を目的として購入した物件のリフォームは、補助上限50万円（費用の2分の1）です。

他に補助金はありますか？

高見澤さん　移住定住促進補助金を用意しておりまして、町内に移住され家屋を新築されたり購入された方に対して一律10万円の補助をお出ししています。すでに町内に住んでおられる方で新築・購入された方も対象になります。また、家を建てる際に太陽光パネル（上限7万5000円）や蓄電池（上限20万円）などのスマートエネルギーに関する設備を付けられる場合の補助もご用意しています。

移住体験ハウスの利用についてはいかがですか？

大峡さん　移住体験ハウスを利用する方は、首都圏から来られる方が多く、アクセスの良さで坂城町を選んでいただいているところもあると思います。

東京からですと、新幹線を利用し隣の上田市の上田駅経由で1時間30～40分ほどで来られると思います。

移住体験ハウスの利用は最大1週間で、寝具もご用意いたします。物件を探したり、実際に坂城町での生活を体験していただけます。

移住体験ハウス

利用者の感想はいかがですか？

大峡さん　「静かで街を見渡せるような高いところにあるので、移住へのイメージが湧きました」とか「自然豊かなところで、ぜひこの町に住みたいと思いました」というような感想をいただいています。

気候はいかがですか？

大峡さん　坂城町は晴れの日が多いのが特徴でして、年平均降水量が689ミリで日本でも有数の降水量が少ない地域です。

高見澤さん　また自然災害の少ない地域でもあり、比較的降雪量も少ないので暮らしやすいと思います。

晴れの日が多い坂城町、バラ公園

日常の買い物などの利便性はいかがですか？

高見澤さん　町内のスーパーや商店だけでなく、上田市（車で15分）や千曲市（車で10分～15分）が隣接しており、大型のショッピングセンターなどもあるので、それほど困ることはないかと思います。

子育て環境についてはいかがですか？

大峡さん　最近ですと妊娠・出産・育児について学びながら、プレママ（妊娠が初めての女性）同士や先輩ママとの情報交換ができる「ハッピーベビー教室」（プレパパ、その他ご家族も参加可能）が好評のようです。

また、町内に保育園が3カ所、幼稚園が1カ所あり待機児童は0です。

保育園のおやつ代・おかず代が無料（3～5歳）でしたり、第3子以降の保育料（0歳～5歳）も無料です。

ハッピーベビー教室で
プレパパが妊婦体験する様子

仕事面のサポートはいかがですか？

大峡さん　当町で起業・創業をお考えの方に関しては、費用面の補助やワークスペース貸出し等を行っています。

就農についてはいかがですか？

小河原さん　坂城町の特徴としてはブドウやリンゴなどが主な栽培品目になりますが、相談者の方の希望に沿うかたちで、どういった就農形態を実践するか個別に相談させていただいています。

ブドウ畑

また、コロナ禍以前は、県が主催する県外者向けの首都圏における就農相談に一緒に参加させていただいていましたが、今はオンラインでの相談も増加しています。

リンゴ畑

就農を含めた移住・定住を検討していただく上で重要なことは、実際に坂城町に来ていただいて、生活拠点となる自然や生活環境、子育ての状況を見ていただくことが重要かと思います。

また、農業の経験のない方には、農家の作業を支援する「アグリサポート事業」において、農繁期のお手伝いを通じて農業体験をしていただくことが可能なほか、県農業大学校においてもお試し体験や就農体験の受け入れを実施しています。

多少農業経験がある方であれば、県で実施している新規就農里親制度を利用して、里親の元で研修を積まれる方もいらっしゃいますので、まずは就農適正があるか確認していただいた後、何を栽培して農業経営を確立していくか、個別にご相談させていただいています。

アグリサポート事業で就農体験

農地取得のサポートはありますか？

小河原さん　具体的にどの程度の農地が必要かお聞きしたうえで、条件に合う農地の借り受けのお手伝いをさせていただきます。農業委員会において農地の貸付け希望や、荒廃農地の貸したい・売りたいという意向調査もデータベース化していますので、そうした農地の情報提供のほか、場合によっては荒廃農地を解消するための補助金制度の活用も含めて支援を行っています。

例えばブドウの場合ですと、現状シャインマスカットの収益性が高いため、就農希望が高く人気となっていますが、条件の良いブドウ畑はニーズが多いため、農園を新規で整備していただくケースが大半となっています。

シャインマスカット

写真提供：坂城町役場

最近の裁判例から
―クリーニング特約・礼金特約―

賃借人が、賃貸借契約時に支払ったクリーニング費用・礼金は消費者契約法10条により無効である、解約月の退去後分賃料について賃貸人が不当に利得しているなどと主張して、その返還を求めたが、いずれの主張も理由がないとして棄却された事例。　（東京地裁　令和２年10月７日判決　ウエストロージャパン）

① 事案の概要

平成26年９月28日、賃借人Ｘ（原告）は、賃貸人Ｙ（被告）との間で、本件建物につき、契約期間を同日から平成28年９月30日まで、賃料92,000円、共益費4,000円、その他費用1,920円とする賃貸借契約を締結した。

ＸはＹに対し、同月26日、本件契約の初期費用として、クリーニング費32,400円、礼金46,000円を支払った。また、Ｘは、本件契約に際し、保険会社と賃貸住宅居住者総合保険を締結し、保険料として12,450円を支払った。

ＸはＹに対し、平成28年７月27日付書面にて同年８月末日をもって解約すると通知し、８月22日に本件建物を明け渡した。

しかし令和元年６月、ＸはＹに対し、下記のように主張して、計12万円余の返還を求める本件訴訟を提起した。

＜Ｘの主張＞

①クリーニング費用相当額：クリーニング特約は消費者の義務を荷重するものであるから、消費者契約法10条に反し無効である。

②契約終了月の退去後期間の賃料相当額：Ｘは、平成28年８月22日に本件建物から退去しており、同月分賃料のうち、23日から31日までの賃料等をＹは不当に利得している。

③礼金相当額：本件契約において、礼金の趣旨・内容は明示されておらず、消費者に対して民法上にない義務を負わせるものであり、消費者契約法10条に反し無効である。

④保険料相当額：Ｙは、Ｘが本件建物の入居に際して加入する住宅保険の商品選択をさせず、Ｙが指定する商品の契約を締結させ、Ｘに割安な保険商品を選択する権利を侵害し、Ｘに損害を与えた。

② 判決の要旨

裁判所は、次のとおり判示し、Ｘの請求をすべて棄却した。

(1)　クリーニング費用の返還請求について

Ｘは、本件クリーニング特約が消費者契約法10条により無効であると主張する。

しかしながら、本件契約書にはクリーニング費として32,400円を支払うこと、同費用は入居期間の長短にかかわらず清掃費用に充当され、返金されないこと、賃借人が清掃をした場合でも返金されないことが明記されており、その内容は一義的に明確である。

そして、本件重要事項説明書にも同趣旨の記載があることなどに照らせば、消費者であるＸにおいてもその負担内容を理解することが容易であるといえ、本件クリーニング特約において定められている金額がクリーニング費用として社会相当性を逸脱したものとは認められない範囲にとどまっていることも合わせて考えれば、本件クリーニング特約が、信義則に反して消費者であるＸの利益を一方的に害す

◉（一財）不動産適正取引推進機構発行「RETIO」第125号より

クリーニング費用、礼金の特約が、消費者契約法10条に違反しないとされた事例

東京地判　令２・10・７　ウエストロー・ジャパン

るものであるとは認められない。

本件クリーニング特約が、消費者契約法10条により無効というＸの主張は採用できない。

⑵　退去後期間の賃料の返還請求について

Ｘは、平成28年８月の中途で本件建物を退去したから、退去日後の同月分賃料はＹが受領する法律上の根拠がないとして、その賃料相当額の返還を求めている。

しかし、本件においては、ＸがＹに対して平成28年８月末日での解約を申し入れているから、本件契約は同日をもって終了したというべきであり、同日以前にＸが本件建物を退去したとしても、Ｙにおいて退去日以降同月末日までの賃料を受領する法律上の原因がないことになるとは言えない。

よって、本件契約終了月の退去後期間分の賃料相当額に関するＸの請求には理由がない。

⑶　礼金の返還請求について

Ｘは、本件礼金条項は信義則に反して消費者であるＸの利益を一方的に害するものであるから消費者契約法10条により無効と主張し、同金員の返還を求めている。

しかし、本件契約書には、礼金として賃料0.5ヵ月分相当を支払うこと、礼金は返金されないことが明記されており、その内容は一義的に明確である。

賃貸借契約を締結するに際しては、賃借人から賃貸人に対して礼金として賃料の1,2か月分程度の金員を交付するが、同金員の返金は予定されていないという慣行が広く存在することは公知の事実であること、本件契約における礼金が賃料0.5か月分にすぎないものであることを合わせて考えれば、消費者契約法10条に違反して無効というＸの主張は採用できない。

⑷　保険料相当額

Ｘは、ＹがＸに加入する住宅保険の商品選択をさせず、Ｙ指定商品の保険契約を締結させたことにより、Ｘにおいて割安な保険契約を締結する商品選択権を侵害し、また、Ｙは保険会社から手数料を得ているから不当利得があると主張している。

しかし、賃貸物件を保障対象とする保険の選択については、賃貸人の利益にも重大な影響があることを鑑みると、賃貸人が保険商品を指定することにも一定の合理性が認められ、そのことによって直ちに不法行為を構成するとはいえない。

そして、Ｘも、最終的にはＹが指定する保険契約を締結したうえで本件建物に入居しているものであるし、ＹがＸに対し、本件保険契約の締結を違法に強制した事実を認めることはできず、また、Ｘが本件保険契約を締結したことによって、Ｙが法律上の原因なく何らかの利得をしたということもできないことから、Ｘの主張は理由がない。

⑸　結論

以上により、Ｘの請求はいずれも理由がないため、これを棄却する。

③ まとめ

本件と同様に、消費者契約法10条に関し、クリーニング特約が反していないとされた事例として、東京地判 令2.9.23 RETIO123-118が、礼金が反していないとされた事例として、東京地判 平20.9.30 RETIO73-194が見られる。

また、更新料特約が、消費者契約法10条に違反しないとされた事例としては、最二判 平25.7.15 RETIO83-119が見られるので参考にしていただきたい。

情報チャンネル

ハトチャン

hato chan

協会行事をピックアップ

令和4年度 宅建試験申込み数は2,842名(昨年度比32名減)

本年度の宅地建物取引士資格試験の申込みは、郵送7月1日(金)～7月29日(金)、インターネット受付7月1日(金)～7月19日（火）の日程で行われた。本年度も昨年度に引き続き、新型コロナウィルス感染拡大が懸念されている最中のため、早期の宅地建物取引士の資格取得を迫られていない方には自粛要請を行った。案内書の配布も各建設事務所や書店等に置かず、宅建協会各支部のみとしたほか、返信用封筒を宅建協会に郵送していただき、案内書を返信するという方法で行われた。また、試験会場は安全確保によるソーシャルディスタンスでの会場を設けるために例年よりも試験会場数を大幅に増加させた計画とした。

全体の受験者数は2,842名で、昨年度より32名減という結果となった。

会場別では右記の通りの申込みがあった。

試験会場	申込者数
ホテル国際21(長野会場)	338名
長野ターミナル会館(長野会場)	320名
長野県不動産会館(長野会場)	91名
松本商工会館(松本会場)	142名
JA松本ハイランド松本市会館(松本会場)	170名
ホテルブエナビスタ(松本会場)	200名
長野県立上田東高等学校(上田会場)	299名
佐久一萬里温泉ホテル(佐久会場)	393名
テクノプラザおかや(岡谷会場)	200名
アイパル(駒ヶ根会場)	297名
ホテル国際21(登録講習修了者)	392名
申込総数	2,842名

樋口盛光 副会長 国土交通大臣表彰受賞！

去る令和4年7月11日、国土交通省内の大会議室において、建設事業関係功労者及び優良団体に対し、毎年表彰されている国土交通大臣表彰の受賞者が発表され、当協会から樋口 盛光 副会長が不動産業功労者として表彰された。

檀原隆宣 南信支部長 長野県知事表彰受賞！

去る令和4年7月6日、犀北館ホテル（長野市）において県知事表彰式が行われ、檀原 隆宣 南信支部長が建設事業功労者として表彰された。

無料相談員研修会

去る8月5日、長野県不動産会館において人材育成委員会による無料相談員研修会が行われた。本年度は昨年度に引き続き新型コロナウィルス感染拡大に伴い、Zoomを利用したオンライン開催とした。

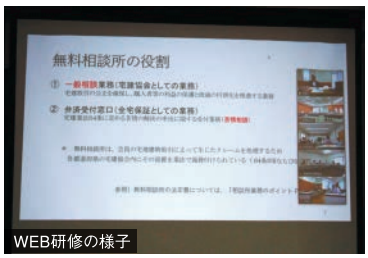

WEB研修の様子

当日は、小林 聖志 人材育成委員長より無料相談所の苦情相談と一般相談の注意点や対応方法等について説明があった。近年は無料相談所においての相談内容も多様化・複雑化していることや一般消費者の方も宅建業法に詳しくなってきたことから、相談員も真剣に聞き入っていた。

長野会場

不動産開業支援セミナー　毎月開催中

長野県宅建協会では、主に宅建業の開業を今後予定している方や開業に興味がある方を対象にした開業支援セミナーを「よりスピーディーで地域密着した対応」を目指して各支部ローテーションで毎月開催する計画を立て実施しております。

セミナーの講義内容は右記の通りです。

各会場のセミナーの様子は**宅建協会公式Facebook**にて公開しておりますので、是非ご覧下さい。

https://www.facebook.com/nagano.takken/

佐久会場

体験談の様子

① 宅建協会への入会について
　～10万社に選ばれる理由～(DVD)

② 長野県宅建協会の紹介
　1.宅建協会とは　　4.宅建協会入会の費用
　2.宅建協会の強み　　5.宅建業界の現状
　3.宅建協会入会の流れと手続き

③ 支部独自のカリキュラム
　【上田支部】会社の開業について－上田商工会議所より
　【諏訪支部】開業体験談の発表（1名）
　【佐久支部】会社の開業について
　　－日本政策金融公庫小諸支店より
　【中信支部】開業体験談の発表（1名）&
　　会社の開業について
　　－日本政策金融公庫松本支店より
　【長野支部】開業体験談の発表（1名）

今後も毎月各地域で開催！！

※時間はいずれも13:30から開始予定です。

●開催日		●会場
9月22日(木)	▶	長野県宅地建物取引業協会　南信支部　（住所：伊那市中央4565）
10月12日(水)	▶	長野県宅地建物取引業協会　上田支部　（住所：上田市大手2-10-13）

不動産開業支援セミナーのお申込は

長野県宅建協会ホームページ
https://www.nagano-takken.or.jp/guide/workshop_02/

または

お電話
026-226-5454

上記以降の日程についても上記長野県宅建協会ホームページにて更新しておりますので、ご参照下さい。

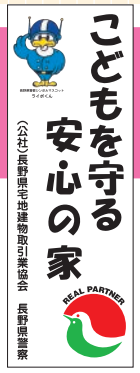

『こどもを守る安心の家』参加協力会員を引き続き募集しております！

当協会が推進しております「安全・安心で住みよい街づくり」の一環として、県警事業である「こどもを守る安心の家」活動に参加協力し、現在当協会会員の445社の皆様が協力会員として登録されております。つきましては、下記のとおり参加会員を引き続き募集しておりますので、主旨等ご理解のうえ、是非ご協力を賜りたくお願い申し上げます。

1　参加協力会員の活動

子供が助けを求めてきた際に、犯罪等から子供を保護するとともに、警察等への連絡をしていただきます。

2　参加方法

右下のQRコードから参加申込書をダウンロードの上、必要事項を記入し、**本会宛メール taku.ken@nagano-takken.or.jp** 又は **本会宛FAX 026－226－9115** まで、ご送付ください。

3　その他

(1)協力会員名簿を作成し、県警本部･各警察署･最寄りの小学校に提出します。
(2)協力会員には、ステッカー・マニュアルを送付いたします。
(3)２階の店舗でも可能です。

「こどもを守る安心の家」参加協力会員数
（令和４年７月31日現在）

新支部	旧支部名	申込数	小　計
長　野	旧北信支部	13	130
	旧須高支部	19	
	旧長野支部	98	
上　田	旧更埴支部	25	55
	旧上小支部	30	
佐　久	旧佐久支部	45	45
中　信	旧中信支部	47	51
	旧大北支部	4	
諏　訪	旧諏訪支部	35	74
	旧茅野支部	39	
南　信	旧上伊那支部	46	90
	旧飯田支部	44	
合　計			445

『こどもを守る安心の家』協力会員　参加申込書のダウンロードはこちらから！ ➡

ためになる最新情報

ポストコロナ対応

「補助金活用WEBセミナー」

ポストコロナの経済社会に対応するための取り組みに活用できる国の補助金が３種実施しておりますが、この補助金について周知されておらず、制度についても分かり辛い部分もあります。そこで、この度辰野町商工会主催にてこの補助金を活用したWEBセミナーを開催しております。こちらのWEBセミナーついては、**辰野町商工会会員以外の方でも視聴のお申込ができます**ので、コロナ後の事業計画等の参考にして下さい。

ポストコロナ対応

補助金活用 無料 WEBセミナー

視聴期限：2023年２月28日

持続化補助金　ものづくり補助金　事業再構築補助金

国の補助金３種について YouTube 動画で解説！

期限内であれば YouTube でいつでも何度でも視聴できます！ 視聴にはお申し込みが必要です

共通編＋補助金３種
全４編！

1. 共通編（補助金共通事項の解説）[約50分]
2. 持続化補助金編 [約１時間]
3. ものづくり補助金編 [約１時間]
4. 事業再構築補助金編 [約１時間]

講師：中村　剣　ちえてらすコンサルティング代表／中小企業診断士

ポストコロナの経済社会に対応するための取り組みに活用できる、国の補助金３種について詳しく解説する WEB セミナーです。

講師紹介　中村　剣　ちえてらすコンサルティング代表／中小企業診断士

10 年以上、大手製造業の情報システム部門で企業内ポータルサイトの開発･運用を担当。中小企業診断士の資格を取得し、2015 年独立開業。経営全般に関する幅広い知識と情報システム部門で養った経験、知的資産経営実績をもとに、IT 活用をあくまで手段と捉え、経営の強化や業務効率化の結果にこだわる姿勢を持ち、専門用語を使わない親近感あるパートナーとして、小規模事業者・個人事業主の支援を行う。ワインエキスパートの資格を持ち地元ワインの振興にも取り組む。中小企業の補助金申請について多数の案件を取り扱う傍ら、自身の事業でも持続化補助金・事業再構築補助金に採択された実績をもつ。

宅建協会会員の方でも自由にお申込みいただけます。

主催：辰野町商工会　TEL：0266-41-0258　tatsusho@tatsunomachi.jp

お申し込みは特設サイトから
tatsusho-sub.jp

不動産 業界ニュース NEWS

東御市　空き家を除却した土地の固定資産税等の減免について

東御市では、年々増加する市内の空き家対策として、令和４年度より市内の空き家を除却し、住宅用地特例が適用されなくなった年度から３年間、住宅用地特例が適用された場合の税額との差額を減免する施策を開始しました。

これは長野県宅建協会上田支部と東御市との空き家対策協議や懇談の中で、上田支部が予てより要望しており、今回その要望が認められた形となりました。

空き家の増加、なかでも長期間放置され、適切な管理が行われていない空き家は、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に大きな影響を与えています。しかしながら、空き家所有者にとって、空き家を除却できない理由として、空き家の除却後に住宅用地特例の適用から除外されてしまい、固定資産税の支払いが増額されてしまうことが大きな足枷となっています。今回の施策は、そうした課題への対策として大きな期待が寄せられます。

■減免の対象

空き家の敷地の土地のうち、空き家が除却された以後に課税標準の特例が解除される土地

※「空き家」とは、除却する空き家が概ね1年以上の間使用されていないことを指します。空き家の確認は、人の出入りや光熱水の使用状況などから総合的に判断します。

■申請できる人

土地の所有者または相続人で、東御市税を滞納していない方

※アパート等の不動産業を営む個人事業主や法人は対象外です。

■減免の内容

空き家を除却し、住宅用地特例が適用されなくなった年度から**３年間、住宅用地特例が適用された場合の税額との差額を減免**します。

※ただし、土地の適正な管理がされていない場合や、売買等により所有者を変更した場合は減免期間を終了します。

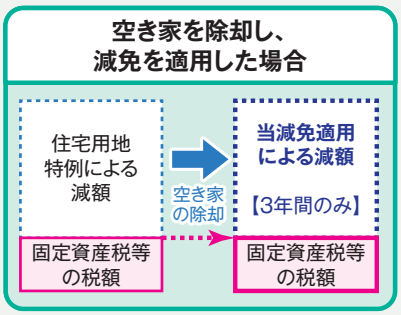

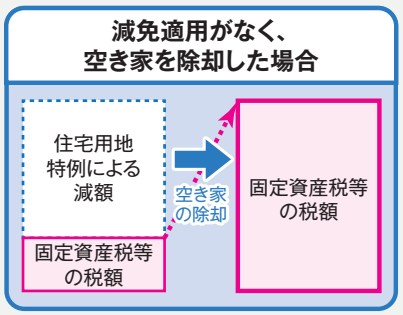

■手続き方法

1 事前相談（除却前）

- 除却の１カ月前までに建設課住宅係へ相談
- 減免対象かどうかの確認

2 空き家除却

- 除却前後の写真撮影
- 除却年月日を証する書類の手配

3 減免申請

- 申請書、除去前後の写真、除去年月日を証する書類等を税務課資産税係へ提出

4 減免決定

- 市から減免決定通知書を送付

5 減　免

- 空き家除去後の次年度分から固定資産税等３年間減免

詳細・お問い合わせ等は東御市ホームページをご参照下さい。

https://www.city.tomi.nagano.jp/category/juutaku/159230.html

会員の動き

R4.4月～R4.7月末

新入会員紹介

長野支部
�同グッドライフパートナーズ
GOOD LIFE PARTNERS
代表者兼専任取引士
小西　和実
上高井郡小布施町大字都住197
TEL 026-213-4066

長野支部
㈱田原工務店

代表者
田原　淳
専任取引士
高橋　宏幸
長野市大字小島109番地宮澤ビルヂング2階2号室
TEL 026-217-0645

長野支部
㈱田原工務店　須坂店

希望により写真掲載なし
代表者
大久保　稔
専任取引士
㊧内田 成己
㊨駒津 成幸
須坂市大字小山2555-2カプリスB館3
TEL 026-274-5395

長野支部
㈲寺島工務店

代表者
寺島　秀敏
専任取引士
原　健太
長野市安茂里小市2丁目19番2号
TEL 026-227-5544

長野支部
㈱北信スプレー

代表者
小林　由典
専任取引士
原藤　敬祐
中野市大字江部263-108
TEL 050-3692-1071

長野支部
㈲岩下企画

代表者
岩下　重一
専任取引士
岩下　茉鈴
中野市大字竹原374-6
TEL 0269-22-5767

長野支部
㈱堀江勇暢建築設計

代表者兼専任取引士
堀江　勇暢
長野市東鶴賀町32-2
TEL 026-405-4010

長野支部
㈱裾花不動産

代表者兼専任取引士
鈴木　茂久
長野市大字小柴見457番2
TEL 026-227-7769

長野支部
北ながの不動産㈱

代表者兼専任取引士
山下　和彦
長野市中越2-11-7
TEL 026-217-3326

長野支部
ララハウス㈱　長野支店

代表者
前橋　義真
専任取引士
品川 佳代子
長野市南長野西後町1640-1 1階
TEL 026-217-3373

上田支部
稲池エステイト

代表者兼専任取引士
稲池　厚雄
上田市天神4丁目5番13カーサ天神101
TEL 0268-71-6794

上田支部
ところのもん

代表者兼専任取引士
中山　大輔
上田市大屋491-1
TEL 0268-55-8802

上田支部
㈱アイプロパティ

代表者兼専任取引士
小林　雅文
上田市国分1670番地1
TEL 0268-75-8848

佐久支部
奈良屋不動産

代表者兼専任取引士
山崎　圭一
北佐久郡軽井沢町大字追分627-1
TEL 0267-31-0645

佐久支部
humusu㈱

代表者
柏谷　泰行
代表取締役兼専任取引士
山本　研
北佐久郡御代田町大字馬瀬口字西向原251番地4
TEL 0267-31-5442

佐久支部
㈱アスシアコンサル軽井沢

代表者兼専任取引士
佐藤　光賢
北佐久郡軽井沢町大字長倉2115番地50
TEL 0267-46-2088

南信支部
㈱パパまるハウス信州南支店

希望により写真掲載なし
代表者
中村　圭介
専任取引士
蟹澤　美紀
伊那市境1158-4
TEL 0265-98-0880

免許換え・組織替え・会員権承継等

支部名	商号又は名称
長　野	㈱丸大大島建設
代表者	**住　　所**
大島　英行	長野市篠ノ井岡田字柳瀬潟216-5
電話番号	**内　　容**
026-293-1036	会員権承継

退会された方

支部名	商号・名称
上　田	㈱グレイト・ワーク
佐　久	㈱土屋ホームトピア軽井沢営業所
	サンタイネスコーポレーション㈱
中　信	伊藤不動産㈱

支部名	商号・名称
諏　訪	㈱伊藤建設石材
	旭不動産
	岩村建設㈱ショールーム

写真を募集いたします！

県宅建協会広報啓発委員会では広報「ながの宅建」を年３回（５月・９月・１月）発行しており、表紙に使用する写真を募集したいと思っております。採用された方には商品券（10,000円分）を差し上げます。

募集要項

写真のテーマ：
１月号（１月中旬発行）・５月号（５月中旬発行）広報用表紙（季節にあった風景等）

規　　定：
写真サイズは縦長とし、Ｌ判(89mm×127mm)以上４ツ切りワイド(254mm×365mm）以下。カラー写真・画像データのみ受付（ネガ・ポジフィルム不可)。デジタルカメラでの作品も可（800万画素以上)。応募作品は未発表・未公開で、応募者本人が撮影したオリジナル作品に限ります。

応 募 方 法：
写真又は画像データとともに、ご自身の住所・氏名・連絡先・職業・撮影場所・撮影日時等明記の上（公社）長野県宅地建物取引業協会事務局へご送付ください。

作品の送付先：
〒380-0836長野県長野市南県町999-10
長野県不動産会館３階
（公社）長野県宅地建物取引業協会　事務局
「広報誌表紙写真」係
E-mail：taku.ken@nagano-takken.or.jp

締 め 切 り：
１月号（令和４年10月末日）
５月号（令和５年 ２月末日）

作品の取り扱い・注意：
①応募に伴い発生した費用はすべて応募者負担となります。
②被写体の肖像権等の権利は応募者が事前に使用許諾・承認を得た上で応募してください。
③応募作品の受領通知はいたしません。また、作品到着に関するお問い合わせにはお答えできません。
④応募作品は返却いたしません。
⑤作品に関するクレーム等には一切応じません。

作品の著作権：
（公社）長野県宅地建物取引業協会は、個人情報保護法に従って、適正な管理・運営を行い、また作品については使用権を有し、プリント・出版物などにおいて無償で使用できるものとします。

ご不明な点等ございましたら、事務局まで（TEL:026-226-5454）ご連絡ください。

次回の宅地建物取引士法定講習会

- **12月８日㈭**
  長野ターミナル会館
- **12月９日㈮**
  松本商工会館

今後の講習予定

- **令和５年３月８日㈬**
  長野県不動産会館
- **令和５年３月10日㈮**
  JA松本ハイランド 松本市会館

※今後の新型コロナウィルスの感染状況によって開催方式並びに会場が変更になる可能性がございます。変更の場合は、受講対象者へのご通知並びに宅建協会ホームページにてご案内させていただきます。

法定講習会の受講はハトマークの宅建協会で

＼安心と信頼の／

ハトマーク募集看板を斡旋しております!!

高耐久の3㎜アルミ複合板を会員特別価格にてご提供！高級物件に似合うセピアから女性に人気のピンクまで！ 15色パターンと、物件種類10種

注文はインターネット専用になります

■お申込みはこちら
https://just-kanban.just-shop.jp/mypage/order_customer/login.php

※会員専用ページをご覧いただくにはユーザーID・パスワードの入力が必要になります。分からない方は事務局までご連絡下さい。

ご意見・ご感想をお寄せ下さい

会員の皆様の貴重なご意見は、明日の広報誌作りの励みとなりますので、下記まで宜しくお願いします。

〒380-0836　長野市南県町999-10
長野県宅建協会　広報啓発委員会
TEL026(226)5454まで

現在の協会員数

（令和４年７月31日現在）

1,410名　内支店数 91

おらが町の観光スポット

軽井沢町

佐久支部
軽井沢地産㈱　監物　大吉

熊野皇大神社と熊野神社

神楽殿

旧碓氷峠の峠町に、本宮へ向かう石段の中心が長野県と群馬県の県境となっている珍しい神社があります。

本殿は県境に鎮座する本宮と、長野県側の那智宮（熊野皇大神社）、群馬県側の新宮（熊野神社）の3社から成り、県境にまたがる本宮の神事祭礼は、双方の神社の社家によって斎行されています。

県境の石段

随身門

現存の社は江戸時代中期に建立されたものですが、鳥居をくぐったところには室町時代初期の作と伝えられる石造物の狛犬が、また石段を登った先には1657年に奉納された石の風車が造立されており（ともに軽井沢町有形民俗文化財）、昨今は、樹齢850年余りと言われる御神木「シナノキ（長野県指定文化財天然記念物）」が強力なパワースポットとして注目を集めています。

長倉神社

軽井沢町の中心部に、社叢（しゃそう：神社境内に生い茂る木々）が軽井沢町文化財天然記念物として指定されている長倉神社があります。

鳥居と社号標

社務所（左）と拝殿（右）

神橋

長倉神社は、平安時代前期（830年前後）に当地の守護神として奉斎されたのが起源とされ、平安時代の文献「延喜式（えんぎしき）」にも名が残る由緒ある神社です。

現存する本殿内には江戸時代中期の宝暦8年（1758年）に建立された当時の彫刻が残され、その長い歴史を現在に伝えています。

毎年7月15日近くの日曜日には、長倉神社境内社八坂神社の祇園祭が斎行され、氏神として祀る中軽井沢、離山、古宿、千ヶ滝地区を、大人子どもそれぞれの御神輿が練り歩き、一年の無病息災と平穏無事を祈願します。また祇園祭前日には地元青年組織「軽伸会」による長倉納涼花火大会が開催され、地域の子ども達には祇園祭と合わせた夢の二日間として永く親しまれています。

編集後記

コロナ禍に世界が突入して早２年半。そろそろ終息かなあと思っていた矢先にオミクロン亜系統ＢＡ.５の爆発的な流行でコロナの第７波が日本全土を覆いつくそうとしています。（重症化率は低いようですが）皆さんご存知の通り世の中はコロナの流行によって激変しました。リモート会議、在宅勤務等により利便性が高まった部分もあります。しかし膝を交えないモニター越しの交流やマスクを当たり前のように被った生活は我々に大きなストレスを与え続けているようです。その上、ロシアのウクライナ侵攻をきっかけに燃料や生活物資が一斉に値上がりしつつ賃金は上がらない所謂スタグフレーションの様相を世界は呈しています。こんな状況下での生活はストレスが溜まる一方ですね。しかし！愚痴ばかり言っていても仕方ない！私も広報啓発委員会委員２期目となりました。ストレスフルな昨今、皆さんにお届けする広報誌。その中身を有益な情報や皆さんが思わずニコッとするような記事をふんだんに盛り込んだ紙面にできるよう頑張りたいと思います。今期の“広報ながの宅建”にご期待ください♪（R.S）

■発行所／(公社)長野県宅地建物取引業協会・(公社)全国宅地建物取引業保証協会長野本部〒三八〇－〇八三六 長野市南県町九九九－一〇 TEL〇二六－二二六－五四五四(代) FAX〇二六－二二六－九一一五 https://www.nagano-takken.or.jp ■発行人／清澤 進 ■編集人／広報啓発委員会 ■印刷人／株式会社アイデスク